



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

70	生活保護法による指定介護機関の廃止	(社会福祉課)	1
71	介護保険法による指定訪問介護事業所の指定の全部の効力停止	(介護サービス指導課)	2
72	救急病院の認定	(医務課)	2
73	〃	(〃)	2
74	〃	(〃)	2
75	〃	(〃)	3
76	〃	(〃)	3
77	〃	(〃)	3
78	〃	(〃)	3
79	〃	(〃)	3
80	〃	(〃)	4
81	〃	(〃)	4
82	〃	(〃)	4
83	〃	(〃)	4
84	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課)	4
85	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)	5
86	道路の位置の指定	(都市政策課)	5
87	令和8年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会)	6

○ 公告

入札公告	(教育委員会)	8
------	---------------	---

告 示

和歌山県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮崎 泉

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
桶谷博史	御坊市岩内163	なんかい薬局	御坊市湯川町財部71 7-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和7.8.31

和歌山県報 第689号

令和8年2月3日（火曜日）

有限会社ひかり調剤 薬局	新宮市井の沢11番13 号	ひかり調剤薬局いの さわ店	新宮市井の沢11番13 号	居宅療養管理指 導・介護予防居宅 療養管理指導	令和 7.9.30
株式会社パソナライ フケア	東京都港区青山三丁 目1-30	よつといで長山	紀の川市貴志川町長 山259-5	訪問介護・介護予 防訪問介護・居宅 介護支援	令和 7.12.31

和歌山県告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり指定訪問介護事業所の指定の全部の効力を停止したので、同法第78条の規定に基づき公示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	停止期間
30720003 12	有限会社ライフケア しあわせ	有限会社ライフケアしあわ せ	和歌山県御坊市御坊184 番地6	訪問介護	令和8年3月1 日から同年8 月31日まで

和歌山県告示第72号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 和歌山生協病院
- 2 所在地 和歌山市有本143-1
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第73号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 日本赤十字社和歌山医療センター
- 2 所在地 和歌山市小松原通四丁目20番地
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第74号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 医療法人青松会 河西田村病院
- 2 所在地 和歌山市島橋東ノ丁1-11
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第75号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 医療法人裕紫会 中谷病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神123-1
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第76号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 宇都宮病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神505-4
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第77号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 中江病院
- 2 所在地 和歌山市船所30-1
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第78号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 橋本病院
- 2 所在地 和歌山市堀止南ノ丁4-31
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第79号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 石本病院
- 2 所在地 海南市船尾365

3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第80号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 整形外科北裏病院
- 2 所在地 御坊市湯川町小松原454
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第81号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 北出病院
- 2 所在地 御坊市湯川町財部728-4
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第82号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 国保野上厚生総合病院
- 2 所在地 海草郡紀美野町小畑198
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第83号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 名称 西岡病院
- 2 所在地 有田郡有田川町小島278-1
- 3 有効期限 令和11年1月31日

和歌山県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業駒ヶ谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があつた日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年2月3日から同月23日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

和歌山県告示第85号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第86号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3715	伊都郡かつらぎ町大字笠田 東字前田418番1の一部、42 0番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2 番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 檀山誠一	令和 8.1.19	6.00	72.16
------	---	--	--------------	------	-------

和歌山県告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和8年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

(2) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和8年2月3日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員並びにその支店及び営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(8) 同種の旅客運送についての1年以上の運送業務の実務経験を有する者が1名以上所属している者であること。

(9) 次のいずれかの実績を有する者であること。

ア 過去5か年の間に路線を運行する一般乗合用のバス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。）を運行した実績

イ 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 直近1事業年度分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

カ 業務経験等証明書

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ケ 2の（9）に掲げる実績を有することを証明する書類

(2) (1) のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和8年2月3日（火）から同年3月17日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年2月3日（火）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年2月3日（火）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和8年3月17日（火）までに送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和8年4月1日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、令和8年4月6日（月）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入札公告

令和8年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年2月3日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度

(2) 業務の名称

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

(3) 業務の内容

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務実施仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務履行場所

仕様書による。

(5) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第87号に規定する令和8年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

令和8年2月3日（火）から同年3月17日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等について質問がある者は、令和8年2月3日（火）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館6階 特別会議室B

(2) 日時

令和8年2月20日（金）午後1時10分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育委員会605会議室

イ 入札日時

令和8年3月18日（水）午前9時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって

申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係る和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) 契約の締結と予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) この一般競争入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

(3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Bus Operation Business of Wakayama Kita High school (period : 1 April 2026–31 March 2027)

(2) Date and time for tender :

9:30 A.M. Wednesday 18 March 2026

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3642

FAX 073-432-4517